

岐阜県公報

目 次

県道の路線変更	(道路維持課)	一
道路の区域変更	(同)	一
道路の供用開始	(同)	二

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日に当たる) ときは翌日

告 示

号 外 (一) 平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 四 日

岐阜県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第二項の規定により県道の路線を次のように変更したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。その関係図面は、岐阜県土木整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

441		整理番号	
新	旧	旧新別	
濁河温泉線	飛騨小坂線 落合 停車場	路線名	
起 点	終 点	起 点	終 点
下呂市小坂町落合	飛騨小坂停車場（下呂市小坂町）	濁河温泉（下呂市小坂町）	県道下呂小坂線交点（下呂市小坂町）
重要な 経過地		備 考	
終 点	起 点	重要な 経過地	

岐阜県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

平成二十九年三月二十四日

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	温濁 泉河線	下呂市小坂町落合字唐谷二三七六番一地从先から	前 C	八〇・五	三〇、一〇〇・〇	A、B、C、D、E及び関係図面は、表示地区の敷地をのるは、A、B、C、D、E線と朝御岳山道、湯屋線、重泉線、重下呂線とD、E線と小坂下呂線
		同 市同 町同 字下落合五一番一地从先まで	後 B	二〇八・〇	三〇、一〇〇・〇	
県道	温濁 泉河線	下呂市小坂町落合字唐谷二三七六番一地从先から	前 D	八八・六	四五〇・〇	A、B、C、D、E及び関係図面は、表示地区の敷地をのるは、A、B、C、D、E線と朝御岳山道、湯屋線、重泉線、重下呂線とD、E線と小坂下呂線
		同 市同 町大島字塚中一七二三番一地从先まで	後 E	七八・〇	八六・〇	
県道	温濁 泉河線	下呂市小坂町落合字唐谷二三七六番一地从先から	前 A	三六・八	二、一〇〇・〇	A、B、C、D、E及び関係図面は、表示地区の敷地をのるは、A、B、C、D、E線と朝御岳山道、湯屋線、重泉線、重下呂線とD、E線と小坂下呂線
		同 市同 町同 字下落合五一番一地从先まで	後 B	二〇八・〇	三〇、一〇〇・〇	
県道	温濁 泉河線	下呂市小坂町落合字唐谷二三七六番一地从先から	前 B	二〇八・〇	三〇、一〇〇・〇	A、B、C、D、E及び関係図面は、表示地区の敷地をのるは、A、B、C、D、E線と朝御岳山道、湯屋線、重泉線、重下呂線とD、E線と小坂下呂線
		同 市同 町同 字下落合五一番一地从先まで	後 C	八〇・五	三〇、一〇〇・〇	

同 市同 町小坂町字川井田七〇六番一地从先まで

岐阜県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	温濁 泉河線
路線名	温濁 泉河線
区間	下呂市小坂町落合字唐谷二三七六番一地从先から
延長(メートル)	二、一〇〇・〇
供用開始の期日	平成二九・三・二四
備考	平成二九・三・二四

平成二十九年三月二十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社